

11. 手当について

窓口：①～④の申請窓口：地域・高年福祉課

Tel: 784-8099 Fax: 784-8036

⑤～⑧の申請窓口：こども福祉課

Tel: 784-8030 Fax: 784-8112

①特別障害者手当	対 象	<p>20歳以上で、著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活に常時特別な介護を必要とする人。</p> <p>ただし、社会福祉施設に入所、または3か月を超えて病院等に入院している場合は対象になりません。所得制限があります。</p> <p>専用の診断書にて判定となりますので、身体障害者手帳1、2級および療育手帳A判定の交付を受けている人は、窓口にてご相談ください。</p>
	手当額	月額 27,200円
②重度心身障害者 介護手当	対 象	<p>20歳以上65歳未満で、寝たきり状態が継続している重度障がい者(身体障害者手帳1、2級)、または最重度と判定された知的障がい者を家庭で介護している非課税世帯の人。</p> <p>ただし、社会福祉施設に入所している場合、過去1年間において介護保険サービス又は自立支援給付サービス(年7日以内の短期入所は除く)を利用している場合、3か月を超えて入院している場合は対象になりません。</p>
	手当額	年額 100,000円
③障害者特別給付金	対 象	<p>昭和57年1月1日以前に20歳に達していた重度または中度の障がい者であり、同日前に日本国内で外国人登録をしていた人等で、年金制度上、障害基礎年金等を受給できない人。ただし、保険料の滞納や任意の未加入などによって、年金を受給できない人、生活保護を受けている人や、一定額以上の所得がある人は対象になりません。また、公的年金を受給している人は、その年額を給付年額から控除した額を支給します。</p>
	支給額	(重度) 月額 81,260円 (中度) 月額 32,504円
④高齢者特別給付金	対 象	<p>大正15年(1926年)4月1日以前に生まれ、昭和57年1月1日現在、日本国内で外国人登録をしていた人等で年金制度上、老齢基礎年金等を受給できない人(保険料の滞納や加入できたのに未加入であった場合は除く)。ただし、生活保護を受けている人や、年額以上の公的年金を受けている人は、対象になりません。</p> <p>※上記の障害者特別給付金との併給はできません。</p>
	支給額	月額 33,308円

⑤重度心身障害児 介護手当	対 象	3歳以上20歳未満の寝たきりの重度障がい児(身体障害者手帳1, 2級)や、最重度と判定された知的障がい児を家庭で介護している非課税世帯の人。ただし、社会福祉施設などに入所または3ヶ月を超えて病院に入院している場合、また過去1年間において自立支援給付サービスを利用(年7日以内の短期入所は除く)している場合は対象になりません。
	手当額	年額 100,000円

⑥障害児福祉手当	対 象	20歳未満で常時介護を必要とする重度障がい児。所得制限あり。ただし、障がいを事由に公的年金を受けている場合や社会福祉施設などに入所している場合は対象になりません。 専用の診断書にて判定となりますので、身体障害者手帳1, 2級および療育手帳A判定の交付を受けている方は、窓口にてご相談ください。
	手当額	月額 14,790円

⑦特別児童扶養手当	対 象	20歳未満の中度、重度の障がい児を養育している人。所得制限あり。ただし、障がいを事由に公的年金を受けることのできる場合や社会福祉施設などに入所している場合は対象になりません。
	手当額	月額 児童1人につき 重度障がい児 52,200円 中度障がい児 34,770円

⑧児童扶養手当	対 象	次のいずれかに該当する18歳に達する日以降の最初の3月末(中度以上の障がいがある場合は20歳未満)までの間にある児童を養育している父や母又は養育者。所得制限あり。社会福祉施設などに入所している場合は対象になりません。①父母が離婚、②父又は母が死亡、③父又は母が重度の障がいを有する、④父又は母が生死不明他。
	手当額	月額(前年中の所得に応じて決定されます) 児童1人の場合 42,910円から10,120円まで 第2子加算額 10,140円から5,070円まで 第3子以降加算額 6,080円から3,040円まで